

公 示 第 9 9 号
令和 7 年 7 月 1 7 日

業 者 各 位

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官官房会計官付
経理室長 中村 恵一
(公 印 省 略)

公 示

入札及び契約心得の一部を、別添のとおり改正し、令和 7 年 8 月 1 日より適用しますので、お知らせします。

なお、令和 7 年 7 月 3 1 日までの間に締結した契約については、なお従前の例によります。

添付書類：新旧対照表

改 正 後	改 正 前
契約事務処理要領 別紙様式第 1 3 委託契約条項 (延納金) 第 2 1 条 乙は、前条第 2 項の規定により納期が猶予された場合であつて、乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他予測し難い技術上の障害等の事情を考慮して延納金の支払を求めることが不相当である日数があるときは、当該日数について、延納に係る遅延損害金（以下「延納金」という。）を支払うことを要しない。 [号を削る。] [号を削る。] 2 前項に規定する場合のほか、前条第 2 項の規定により納期が猶予された場合には、乙は、次の各号に掲げる延納日数（前項に規定する日数を除く。）に応じ、延納分に相当する代金に対し、年 3 パーセントの率を乗じて計算した金額の延納金を甲に支払わなければならない。 (1)～(4) [略] 3・4 [略]	契約事務処理要領 別紙様式第 1 3 委託契約条項 (延納金) 第 2 1 条 乙は、前条第 2 項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数を次の各号に掲げる日数に区分して、それぞれの日数 1 日につき、延納分に相当する代金に対しそれぞれ次の各号に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の 1 0 パーセントの金額をもって限度額とする。 (1) 3 0 日以内の日数 1 / 3 , 5 0 0 (2) 3 0 日をこえる日数 1 / 2 , 0 0 0 2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他予測し難い技術上の障害等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。 (1)～(4) [同左] 3・4 [同左]
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	